

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想(案)

平成31年3月

垂井町

00 目次

- 01 現庁舎敷地等の概況・・・ 1
 - 1.背景と目的
 - 2.現庁舎敷地等の概況

- 02 検討経緯・・・ 2
 - 1.全体スケジュール
 - 2.垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会による検討
 - 3.町民ワークショップの開催

- 03 上位・関連計画による活用の方向性・・・ 5
 - 1.上位計画による本地区の位置づけ
 - 2.関連計画による活用の方向性
 - 3.現庁舎敷地等の方向性

- 04 現庁舎敷地等の活用のあり方・・・ 9
 - 1.現庁舎敷地等の活用方針の検討
 - 2.現庁舎敷地等の活用方針
 - 3.広場利用のイメージ
 - 4.建築物利用のイメージ

- 05 今後の進め方・・・ 14
 - 1.今後の進め方
 - 2.事業スケジュール

<参考資料>

- ・ 垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会設置要綱
- ・ 垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会委員名簿
- ・ 類似事例の整理

01 現庁舎敷地等の概況

1. 背景と目的

現庁舎は昭和41年10月の竣工から52年が経過し、老朽化や耐震性能等の問題から、長年の懸念事項であったが、平成28年第3回垂井町議会臨時会において、「垂井町役場の位置を定める条例の一部改正について」総員起立で可決され、庁舎の移転を決定した。

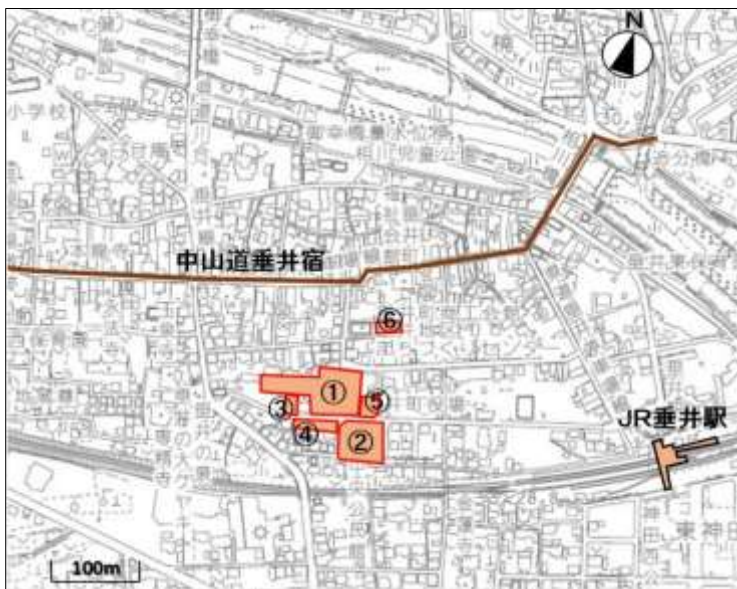
それに伴い跡地となる現庁舎敷地は、近傍に中山道垂井宿としての歴史的価値を有する立地条件であることから、本町におけるまちづくりを進めるうえで貴重な空間であり、当該敷地の活用は今後のまちづくりに多大なる影響を与えると言える。

また、平成28年3月に策定した「垂井町新庁舎基本構想」においても、「現在の役場敷地の有効活用の展開方針」が記されており、「庁舎の移転建替えは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することと両輪で進めることが重要であり、現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要がある。」とされている。

これらの背景から、現庁舎敷地と建物及び中央公民館敷地と建物を中心とした当該地区の活用のあり方の基本方針を示すことを目的とする。

2. 現庁舎敷地等の概況

現庁舎敷地と建物、中央公民館の敷地と建物を合わせて「現庁舎敷地等」と称することとする。いずれの跡地もJR東海道本線垂井駅から徒歩7～8分の垂井駅周辺地区に位置している。



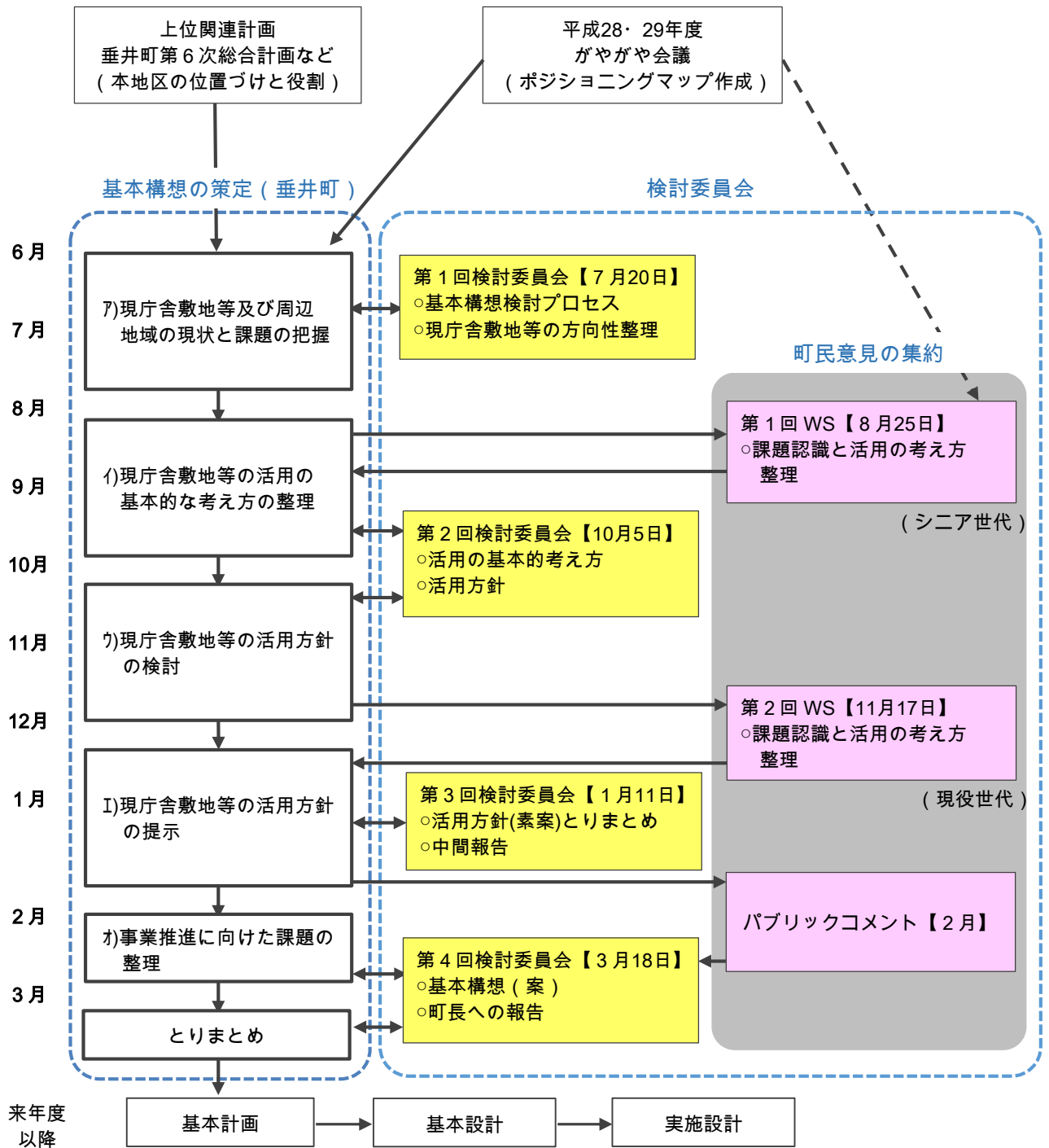
- ①役場庁舎 4,366.51 m²
- ②中央公民館 1,608.80 m²
- ③職員駐車場（西） 347.57 m²
- ④職員駐車場（南） 469.42 m²
- ⑤職員駐車場（東） 476.03 m²
- ⑥職員駐車場（北） 525.61 m²

現庁舎敷地等位置図

02 検討経緯

1. 全体スケジュール

垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び町民ワークショップの効果的連携を図り、段階的な町民との合意形成を図る。



2. 垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会による検討

(1) 検討委員会の設置

垂井町役場庁舎移転後の跡地となる現庁舎敷地等の有効活用について、必要な事項を検討し、又は協議するとともに、町民の意見及び提案を反映させるため、検討委員会を平成 30 年 5 月 1 日に設置したうえで全 4 回開催し、審議した。

(2) 検討委員会での検討内容

第 1 回検討委員会 (平成30年7月20日)

垂井町役場庁舎移転後の跡地となる現庁舎敷地等の有効活用について、その背景と目的を示したうえで、現庁舎敷地等の概要及び上位計画による本地区の位置付けについて確認し、関連計画による活用の方向性について審議した。

第 2 回検討委員会 (平成30年10月5日)

平成 30 年 8 月 25 日に開催された第 1 回町民ワークショップの開催結果を踏まえ、現庁舎敷地等の活用方針の検討及び現庁舎敷地等の活用の基本的な考え方について審議した。

第 3 回検討委員会 (平成31年1月11日)

平成 30 年 11 月 17 日に開催された第 2 回町民ワークショップの開催結果を踏まえ、現庁舎敷地等の活用方針の検討及び現庁舎敷地等の活用の基本的な考え方について審議した。

また、活用方針の検討結果を踏まえ、活用の理念を審議し、広場利用及び建築物利用のイメージを検討した。

第 4 回検討委員会 (平成31年3月18日)

これまでの検討委員会での審議を踏まえ、「垂井町現庁舎敷地等活用基本構想(案)」として取りまとめ、町長に報告した。

3. 町民ワークショップの開催

(1) 開催概要

検討委員会の主催により、第1回ではシニア世代を対象に、第2回では現役世代を対象に町民参加によるワークショップを開催した。

	第1回	第2回
日時	平成30年8月25日(土)	平成30年11月17日(土)
参加者	29名	16名
プログラム	<p>テーマ「敷地利用の活用の方向性を話し合おう！」</p> <ol style="list-style-type: none"> 活用の方向性について重要度と優先度を考える。 第1回検討委員会の協議結果で整理した「対応策の思案」12項目の中から、1人ずつ上位3項目を考え、付箋に氏名を書いて「活用思案整理シート」に配置する。 ※追加したい活用思案があれば、付箋に記入して追加する。 活用イメージを話し合う。 活用思案整理シートの結果から、優先度・重要度の高い3つを選び、その活用思案に対応した敷地等の活用イメージを話し合う。 ※ポイントが高い3つを選んでも良く、ポイントが低いもの、その他の案(活用思案)を選んでも良い。グループで話し合っ決めて。 グループ毎に発表 講評 グループワークの結果を総括し、活用の基本的な考え方のイメージを整理する。 (参加者と共有する。) 	

(2) 開催結果

計2回の町民ワークショップの結果及び現庁舎敷地等に対する町民等からのこれまでの意見をまとめた結果、「誰もが安心して楽しめる場づくり」、「歴史・文化を活用した交流」が上位となった。また、「防災施設の配置」など、災害時の有効活用に対する意見も多く得られた。

活用の方向性	過去	第1回WS	第2回WS	合計
①若年層の定住意識を高めるまちの魅力化	16	6	6	28
②子育て環境の充実	7	2	8	17
③公共施設の老朽化・狭隘化の解消	0	4	0	4
④施設の複合化	4	4	7	15
⑤防災関連施設の効果的な配置	4	15	4	23
⑥生活サービス関連施設等の効果的な配置	5	3	0	8
⑦空き家の利活用を誘導できる活用の展開	8	3	0	11
⑧街道めぐり体験等、中山道で栄えた宿場町の文化を活かした交流・集客イベントの場としての活用	11	13	5	29
⑨垂井曳やままつり(練り込み出発点)を活かした観光戦略	13	9	3	25
⑩観光案内所と連携した担い手育成の場づくり	12	4	1	17
⑪子どもから高齢者までが安心して楽しめる場づくり	20	10	8	38
⑫子育て世代を中心に幅広い世代が住みやすい生活サービスの提供	12	2	5	19
その他	14	6	1	21
合計	126	81	48	255

順位	活用の方向性	合計
1	⑪子どもから高齢者までが安心して楽しめる場づくり	38
2	⑧街道めぐり体験等、中山道で栄えた宿場町の文化を活かした交流・集客イベントの場としての活用	29
3	①若年層の定住意識を高めるまちの魅力化	28
4	⑨垂井曳やままつり(練り込み出発点)を活かした観光戦略	25
5	⑤防災関連施設の効果的な配置	23
6	②子育て環境の充実	17
7	⑫子育て世代を中心に幅広い世代が住みやすい生活サービスの提供	19
8	⑩観光案内所と連携した担い手育成の場づくり	17
9	④施設の複合化	15
10	⑦空き家の利活用を誘導できる活用の展開	11
11	⑥生活サービス関連施設等の効果的な配置	8
12	③公共施設の老朽化・狭隘化の解消	4

03 上位・関連計画による活用の方向性

1. 上位計画による本地区の位置づけ

(1) 垂井町第 6 次総合計画 (平成29年度策定)

現庁舎敷地等周辺は、「観光交流拠点」及び「商業集積ゾーン」に位置付けられている。

(2) 垂井町都市計画マスタープラン (平成18年度策定) ※平成28年度見直し

○都市機能集積拠点 (都心核) = 「都市機能集積ゾーン」

商業・業務、観光、文化、そして居住等の各種都市機能の充実を図るとともに、都市基盤施設の整備・拡充、土地利用の高度化を進めていきます。

(3) 垂井町新庁舎基本構想 (平成27年度策定)

庁舎の移転建替えは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することと両輪で進めることが重要であり、現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要がある。

- 1) 「(仮称) 垂井町役場跡地活用検討委員会」を組織し、地元関係者等の積極的・主体的な参画のもとに中心部のまちづくりと一体的な利用計画を立案し実行していくことを提案します。
- 2) 跡地利用にあたっては以下の点に留意することを提案します。
 - ① 役場は中心部の昼間人口確保に貢献していた面があり、役場に替わる「人が集まる場」づくりが必要です。
 - ② 役場駐車場は、「垂井曳やままつり」の「練り込み出発点」として利用されていることを踏まえた有効活用が必要です。
 - ③ 中心部には、中央公民館のほか、垂井地区まちづくりセンターや福祉会館などの施設も立地しており、これらの配置についても中心部の活性化を考慮して整理する必要があります。

2. 関連計画による活用の方向性

番号	計画名称	策定年度																				
1	垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (将来人口ビジョン)	平成26年度																				
	計画概要(抜粋)																					
	結婚支援、出産・子育て支援、若い世代の新たな就労先の創出や就労支援等の総合的な施策の展開により、2030(平成42)年までに合計特殊出生率を1.8まで上昇させ、10代から30代の若年層の転出を抑制する。																					
	現庁舎敷地等での対応策の思案																					
	<ol style="list-style-type: none"> ① 若年層の定住意識を高めるまちの魅力化 ② 子育て環境の充実 																					
番号	計画名称	策定年度																				
2	垂井町公共施設等総合管理計画	平成28年度																				
	計画概要(抜粋)																					
	【公共施設等の管理に関する基本方針】																					
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共施設等保有量の適正化(新規建設の制限、統廃合と転用の推進) 2. 長寿命化と安全確保 3. 維持管理・運営の効率化 4. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編 																					
	【現庁舎等の建物情報】																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名</th> <th>延床面積(m²)</th> <th>建築年</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役場</td> <td>4,177.95</td> <td>1966(S41)</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>1,603.10</td> <td>1971(S46)</td> <td>鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>垂井地区まちづくりセンター</td> <td>451.88</td> <td>1975(S50)</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>福社会館</td> <td>596.82</td> <td>1966(S41)</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> </tbody> </table>		建物名	延床面積(m ²)	建築年	構造	役場	4,177.95	1966(S41)	鉄筋コンクリート造	中央公民館	1,603.10	1971(S46)	鉄骨造	垂井地区まちづくりセンター	451.88	1975(S50)	鉄筋コンクリート造	福社会館	596.82	1966(S41)	鉄筋コンクリート造
	建物名	延床面積(m ²)	建築年	構造																		
役場	4,177.95	1966(S41)	鉄筋コンクリート造																			
中央公民館	1,603.10	1971(S46)	鉄骨造																			
垂井地区まちづくりセンター	451.88	1975(S50)	鉄筋コンクリート造																			
福社会館	596.82	1966(S41)	鉄筋コンクリート造																			
現庁舎敷地等での対応策の思案																						
<ol style="list-style-type: none"> ③ 公共施設の老朽化・狭隘化の解消 ④ 施設の複合化 ⑤ 防災関連施設の効果的な配置 ⑥ 生活サービス関連施設等の効果的な配置 																						

番号	計画名称	策定年度
3	垂井町空き家等対策計画	平成29年度
	計画概要(抜粋)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 垂井駅周辺の「空き家」が多い。 ・ 空き家バンクの活用により、「空き家」の利用促進 	
	現庁舎敷地等での対応策の思案	
	⑦ 空き家の利活用を誘導できる活用の展開	
番号	計画名称	策定年度
4	垂井町観光基本計画	平成28年度
	計画概要(抜粋)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略1 観光資源の掘り起こし、創出、磨き上げ ・ 戦略2 知名度の向上および効果的な情報発信の推進 ・ 戦略3 観光客をもてなす受入環境の整備 ・ 戦略4 観光振興の着実な推進に向けた体制の構築 	
	現庁舎敷地等での対応策の思案	
	⑧ 街道めぐり体験等、中山道で栄えた宿場町の文化を活かした交流・集客イベントの場としての活用 ⑨ 垂井曳やまつり(練り込み出発点)を活かした観光戦略 ⑩ 観光案内所と連携した担い手育成の場づくり	
番号	計画名称	策定年度
5	垂井宿周辺地区のコミュニティ醸成支援業務 (ガヤガヤ会議)	平成29年度
	計画概要(抜粋)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の建物を魅力的に演出し、地形・地面を活かした人々に優しい空間を形成 ・ ターゲットは「本当はこだわりを持っている子連れの主婦」とされ、「子どもを遊ばせながら、集まった住民と交流をし、長時間滞在できる空間」と設定 ・ 上記は町内のこうした層の人々専用という意味では決してなく、この層に理解されて空間が共有されることが、町民全体の利用しやすさにつながる。 	
	現庁舎敷地等での対応策の思案	
	⑪ 子どもから高齢者までが安心して楽しめる場づくり	
	⑫ 子育て世代を中心に幅広い世代が住みやすい生活サービスの提供	

3. 現庁舎敷地等の方向性

上位計画及び関連計画をもとに、現庁舎敷地等周辺の位置づけを整理し、その中で対応策の思案を以下のように整理する。

現庁舎敷地等周辺の位置づけ	対応策の思案
◎中山道垂井宿、垂井曳やままつり(練り込み出発点)を活用した魅力と活力ある街なかの再生区域と位置づけ、賑わい創出を果たす役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 若年層の定住意識を高めるまちの魅力化 ⑧ 街道めぐり体験等、中山道で栄えた宿場町の文化を活かした交流・集客イベントの場としての活用 ⑨ 垂井曳やままつり(練り込み出発点)を活かした観光戦略 ⑩ 観光案内所と連携した担い手育成の場づくり
◎日常的な生活サービスの維持・向上を図る役割	<ul style="list-style-type: none"> ② 子育て環境の充実 ⑥ 生活サービス関連施設等の効果的な配置 ⑦ 空き家の利活用を誘導できる活用の展開 ⑪ 子どもから高齢者までが安心して楽しめる場づくり ⑫ 子育て世代を中心に幅広い世代が住みやすい生活サービスの提供
◎避難・防災拠点としての役割	<ul style="list-style-type: none"> ③ 公共施設の老朽化・狭隘化の解消 ④ 施設の複合化 ⑤ 防災関連施設の効果的な配置

垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略・・・①、②

垂井町公共施設等総合管理計画・・・③、④、⑤、⑥

垂井町空家等対策計画・・・⑦

垂井町観光基本計画・・・⑧、⑨、⑩

垂井宿周辺地区のコミュニティ醸成支援業務(がやがや会議)・・・⑪、⑫

04 現庁舎敷地等の活用のあり方

1. 現庁舎敷地等の活用方針の検討

◎町民・地域住民が集い交流できる場の確保

- ・ 憩いの場の確保
- ・ 安全な子供の遊び場の確保
- ・ 文化・交流および地域福祉の場の確保（生涯学習事業との機能連携）
- ・ 生きがい対策や子育て支援、世代間交流・助け合い、地域活動および人材育成の場の確保
- ・ 娯楽・文化・スポーツ・レクリエーション等の多様なイベントに対応できる場の確保
- ・ フリーマーケット等の住民参加型サービスイベント等の場の確保

◎若者・子育て世代を中心とした幅広い世代の住宅の確保

- ・ 鉄道利便性を活かし、本町への定住を誘導する住宅地の確保
- ・ 人口定住と賑わい・交流の場づくりの相乗効果を期待し地域活性化に寄与

◎歴史・文化を体感できるおまつり広場と観光サービス施設の確保

- ・ おまつり・イベント広場の確保
- ・ 物販・飲食・休憩・トイレなどのサービス施設の確保
- ・ 日常生活サービス・憩いの場としても活用

◎地域の安全性を高める防災広場の確保

- ・ 街なかのオープンスペースの適切な確保
- ・ 災害時に利用できる防災施設の確保
- ・ 平常時は賑わい・交流および日常的な憩いの場などとして有効活用

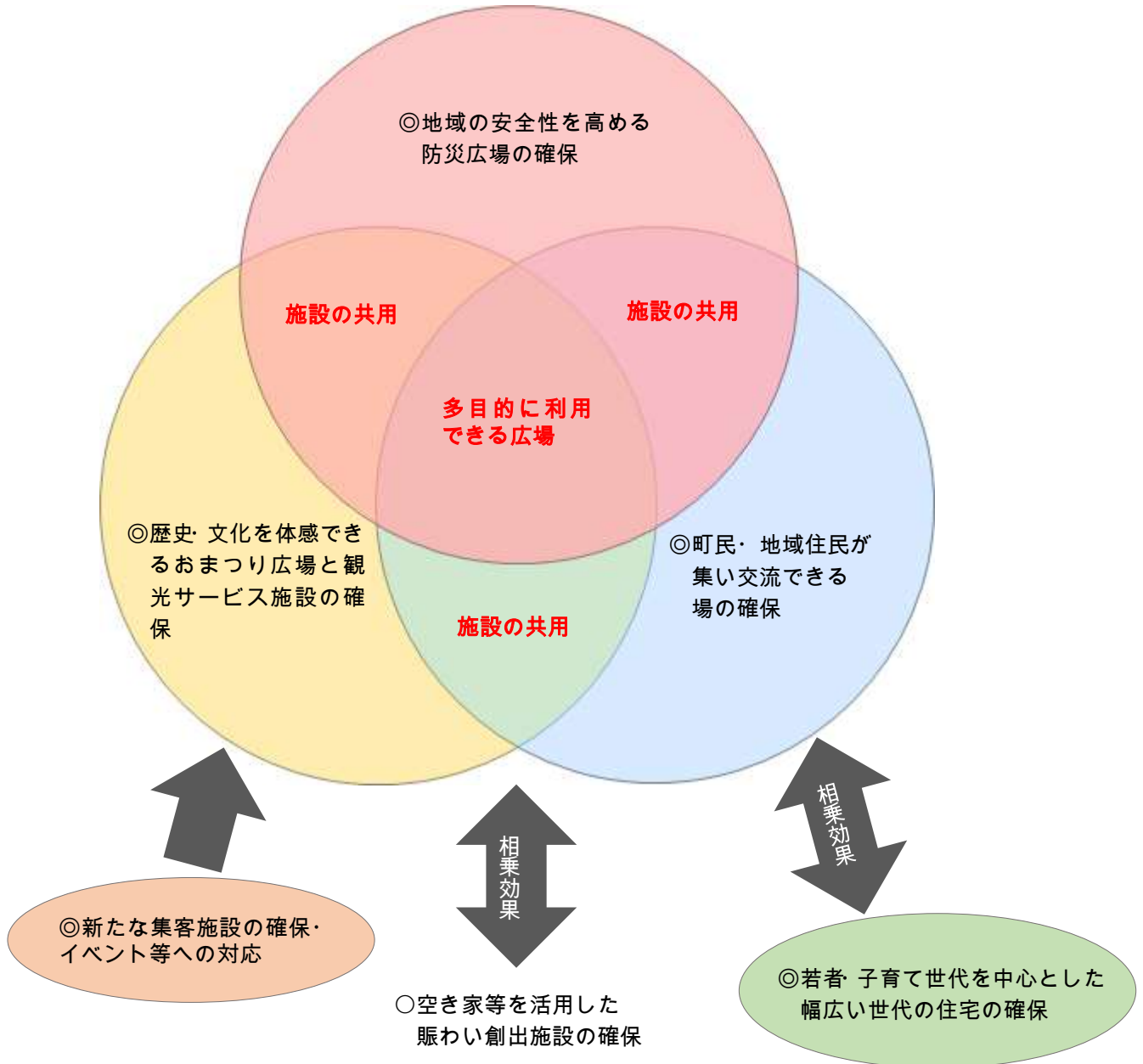
◎新たな集客施設の確保・イベント等への対応

- ・ 現庁舎敷地等を活用した新たな集客施設の確保・イベント等への対応

○空き家等を活用した賑わい創出施設の確保

- ・ 現庁舎敷地等の賑わい創出とあわせた垂井宿を中心とした街なかの空き家等の効果的活用
- ・ 敷地利用と空き家等の活用の相乗効果を期待し地域活性化に寄与

< 現庁舎敷地等の活用の基本的な考え方のイメージ >



現庁舎敷地等の土地・建物利活用の方針

- ▶ 現庁舎敷地等は多目的に活用できるようにするため、まとまった規模の広場を確保する
- ▶ 防災・観光および交流・福祉等に関する施設（建築物）は効率的な共用を図るとともに、多目的に活用できるように柔軟性のある施設内容とする
- ▶ 民間等による地域活性化を誘導し、住宅を中心に民間施設用地としての利用を想定する
- ▶ 周囲の空き家等の効果的な活用を図る
- ▶ これらは、お互いの相乗効果を意識して展開する

2. 現庁舎敷地等の活用方針

(1) 活用の理念

・現在の現庁舎敷地等の有効活用の展開方針（新庁舎基本構想）【再掲】

- ① 役場は中心部の昼間人口確保に貢献していた面があり、役場に替わる「人が集まる場」づくりが必要です。
- ② 役場駐車場は、「垂井曳やままつり」の「練り込み出発点」として利用されていることを踏まえた有効活用が必要です。
- ③ 中心部には、中央公民館のほか、垂井地区まちづくりセンターや福祉会館などの施設も立地しており、これらの配置についても中心部の活性化を考慮して整理する必要があります。

・活用方針の検討結果

- ◎ 町民・地域住民が集い交流できる場の確保
- ◎ 若者・子育て世代を中心とした幅広い世代の住宅の確保
- ◎ 歴史・文化を体感できるおまつり広場と観光サービス施設の確保
- ◎ 地域の安全性を高める防災広場の確保
- ◎ 新たな集客施設の確保・イベント等への対応
- 空き家等を活用した賑わい創出施設の確保

→ 多目的に利用できる広場と施設の共用



活用の理念

「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」

現庁舎敷地等の活用は、役場に替わる「人が集まる」場づくりが求められている中で、気楽に幅広い町民が利用できる場所づくりが大切です。特に、日常的利用の中心となる高齢者や子育て世代、子供達にとって安全に利用できる場づくりが必要です。また、様々な活動で利用される楽しい場所であることも大切と考えます。

まつりやイベント時には、来町者（観光客等）と町民が交流できる魅力ある環境であることも重要です。「垂井曳やままつり」のほか、多様なまつりやイベント開催に対応する必要があります。

このように、現庁舎敷地等は、町内の諸施設との機能連携を図りながら、日常・非日常ともに安全に多種多様な利用ができる場とすることにより、垂井町の中心部に新たな賑わい拠点を創出するものです。

3. 広場利用のイメージ

(1) 利用方針の整理

- ・ 街なかのオープンスペースおよび災害時に利用できる防災施設
- ・ おまつり・ イベント広場
- ・ 日常的な生活サービス・ 憩いの場
- ・ フリーマーケット等の住民参加型サービスイベント等の場
- ・ 安全な子供の遊び場
- ・ 娯楽・ 文化・ スポーツ・ レクリエーション等の多様なイベントに対応できる場

【広場としての利用方針】

- ① 日常は、子供の遊び場や幅広い世代の憩いの場として利用できる広場
- ② イベント時は、まつりやスポーツ・ レクリエーション、フリーマーケットなど、多彩な行事に対応できる広場
- ③ 災害時に利用できる広場

(2) 導入機能のイメージ

- ① オープンスペースとしての機能
例) 様々なイベントから軽スポーツまで対応できる広場 (フラットな広場空間)
- ② 憩いと遊び場としての機能
例) 木陰や休憩施設と安全な子供の遊び場
- ③ 安全・ 利便上の施設としての機能
例) 駐車場



オープンスペースと小公園のイメージ (火まつり交流館)
出典 : 日刊! 滋賀県

4. 建築物利用のイメージ

(1) 利用方針の整理

- ・ 人々が集まりたくなる魅力的な施設
- ・ 物販・飲食・休憩・トイレなどのサービス施設
- ・ 日常的な生活サービス・憩いの場
- ・ 安全な子供の遊び場
- ・ 文化・交流および地域福祉の場（生涯学習事業との機能連携）
- ・ 生きがい対策や子育て支援、世代間交流・助け合い、地域活動および人材育成の場
- ・ 娯楽・文化・スポーツ・レクリエーション等の多様なイベントに対応できる場

【建築物としての利用方針】

- ① 日常は、子供の屋内の遊び場（屋内レクリエーション等）や各種サークル活動、ボランティア活動、高齢者等の娯楽・地域福祉等の場として利用できる施設
- ② イベント時（観光対応含む）は、広場と一体的に多彩な行事に対応できる施設および観光サービス施設
- ③ 災害時に利用できる施設
→多様な利用に対応できるように、施設のフロアは柔軟に個別利用や一体利用が可能とすることが必要（柱のない一体的空間を稼働間仕切りで柔軟に部屋分けできるイメージ）

(2) 導入機能のイメージ

- ① 多目的スペースとしての機能
例）可動式間仕切りのあるホールにより、イベント等での一体的利用と各種サークル活動等の個別利用に柔軟に対応する
- ② 展示スペースとしての機能
例）各種活動成果の展示や垂井町の歴史・文化の紹介、曳山の展示
- ③ 料理スペースとしての機能
例）観光・イベント時の物販・飲食に対応するほか、サークル活動や非常時の炊き出し等にも利用できる設備
- ④ テラススペースとしての機能
例）広場と施設をつなぎ、休憩やイベント時に利用できる屋根付き屋外空間
- ⑤ サービス施設としての機能
例）トイレ・洗面施設など



多目的スペース(稼働間仕切り)のイメージ
(御幸中学校) 出典：小松ウォール



テラススペースのイメージ（まちなが交流広場）
出典：グッドデザイン賞 HP

(3) その他

現庁舎敷地等を活用した住宅地としての効果的活用を併せて検討する。

05 今後の進め方

1. 今後の進め方

今後は、本構想の具体化に向け、現庁舎敷地等の活用に関する基本計画の策定、基本設計及び実施設計を順次進めていく。

また、現庁舎敷地等については、庁舎移転後、整備着手まで期間を有することから、計画・設計期間中の適正な施設管理について、併せて検討する。

2. 事業スケジュール

2019年9月	庁舎移転
2020年3月	基本計画(※1)策定
2021年3月	基本設計(※2)完了
2022年3月	実施設計(※3)完了
2022年4月以降	整備着手

なお、事業スケジュールは、現段階のものであり、今後の整備手法、設計や工事の進捗状況等により変更になる可能性がある。

- ※1 基本構想に基づき、現庁舎敷地等の機能や役割に対して、設計の前提となる基本的な考え方を整理したもの(規模、機能、概算事業費、整備スケジュールなど)
- ※2 基本計画に基づき、建物の配置、現庁舎敷地等に有すべき機能や性能、仕様、概算工事費、工事工程等をまとめたもので、実施設計の前段となるもの
- ※3 基本設計に基づいた詳細な設計として、工事を実施するために図面の作成及び工事費の概算を行うもの

垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 垂井町役場庁舎移転後の跡地となる現庁舎敷地等の有効活用について、必要な事項を検討し、又は協議するとともに、町民の意見及び提案を反映させるため、垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討又は協議事項)

第2条 委員会は、垂井町現庁舎の敷地と建物及びこれに隣接する中央公民館の敷地と建物を、中山道垂井宿を含めた当該地区の活性化と本町のまちづくりに有効に活用することについて検討又は協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等が推薦する者
- (3) 垂井宿周辺地区コミュニティ醸成支援業務「がやがや会議」に参加した町民
- (4) 公募による町民
- (5) 町職員

(任期等)

第4条 委員の任期は、検討又は協議について町長へ報告を行う時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会委員

(平成31年3月現在)

(敬称略・順不同)

No.	区分	氏名	所属等	備考
①	学識経験を有する者(1名)	竹内 治彦	岐阜経済大学 学長	委員長
②	各種団体等が推薦する者 (5名)	長谷川 隆司	垂井町商工会	
③		木下 清	垂井町連合自治会連絡協議会	
④		桑原 良樹	垂井町地区まちづくり協議会連絡会	
⑤		沢島 武徳	垂井町観光協会	
⑥		衣斐 みどり	垂井町芸術文化協会	
⑦	垂井宿周辺地区コミュニティ醸成支援業務「がやがや会議」に参加した町民(2名)	渡辺 勉	垂井宿周辺地区コミュニティ醸成支援業務「がやがや会議」に参加した町民	
⑧		飯沼 奈美		
⑨	公募による町民(2名)	木村 龍也	公募による町民	
⑩		朝倉 怜子		
⑪	町職員 (3名)	永澤 幸男	副町長	副委員長
⑫		木下 誠司	企画調整課長	
⑬		太田 宣男	産業課長	

(事務局)

区分	氏名
総務課長	高橋 伸行
総務課管財係 課長補佐	小森 俊宏
総務課管財係	平墳 俊哉
〃	西脇 巧
〃	西村 仁志

(コンサルタント)

区分	氏名
中日本建設コンサルタント株式会社	佐々木 賢一
中日本建設コンサルタント株式会社	岩脇 光希
中日本建設コンサルタント株式会社	柴田 奈津恵

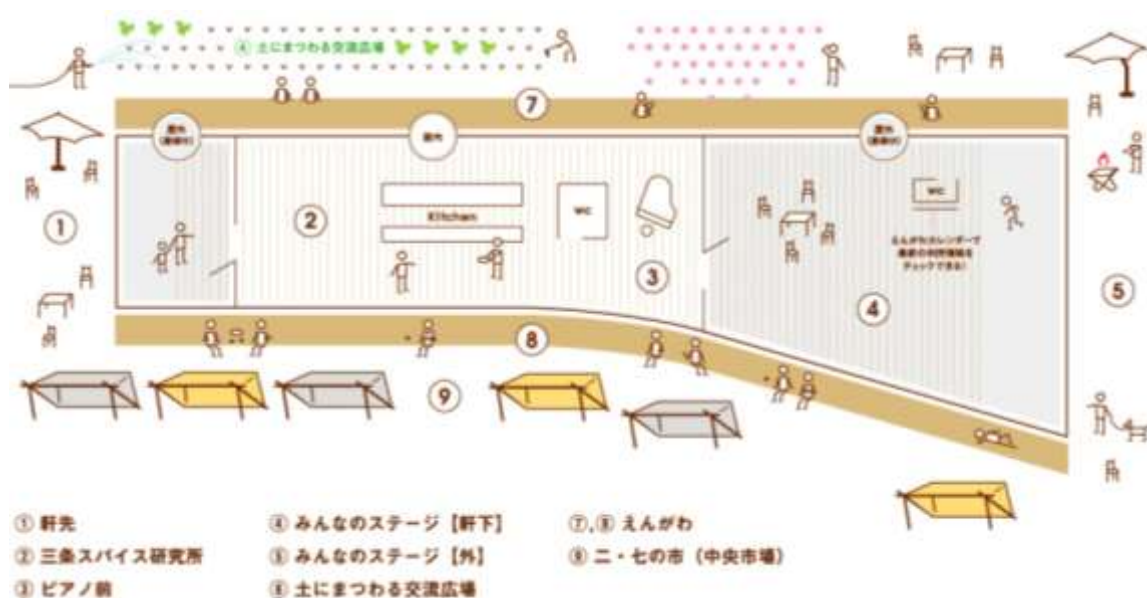
(マネジメント・アドバイザー)

区分	氏名
近畿大学産業理工学部 准教授	長谷川 直樹

<参考資料>
類似事例の整理

1. まちなか交流広場 ステージえんがわ（新潟県三条市）

誰もがいつでも自由に入れて、遊べて、話せて、座ったり、走ったり、皆様のアイデアで様々なことが出来る可能性を秘めた多目的利用が可能な自遊空間。



<p>①軒先</p> <p>イスやテーブルに自由に座って、話して、休んでいてください。</p> 	<p>②三条スパイス研究所</p> <p>気軽に立寄れるスパイス料理のお店。地元食材の新たな姿を楽しんでください。</p> 	<p>③ピアノ前</p> <p>音をお供に楽しめる空間。歌やお話し、読書や朗読会等も楽しめます。</p> 
<p>④みんなのステージ【軒下】</p> <p>サークル、発表会、展示、イベント、食事会等。少数でも多数でも自由な発想で使える場。</p> 	<p>⑤みんなのステージ【外】</p> <p>サークル、発表会、展示、イベント、食事会等。少数でも多数でも自由な発想で使える場。</p> 	<p>⑥土にまつわる交流広場</p> <p>ふらりと寄って桜を愛でたり、風を自然を感じてもらう場所。</p> 

<p>⑦、⑧えんがわ</p>	<p>⑨二・七の市（中央市場）</p>
<p>いつでも自由に全ての人への癒しどころ。</p>	<p>新鮮！安い！楽しい！定期市。皆の“えんがわ”を休憩等にもお使いください。</p>
	

出典：sanjoy！まちなか情報局 HP

- ・ 柱のない広い空間を多様に利用している。
- ・ 広場と一体になったテラス(えんがわ)があり、憩いのスペースやイベント(屋台)スペース等として利用されている。

2. 松尾交流センター 洗心館（千葉県山武市）

J R松尾駅から至近距離に位置し、公民館、学童クラブ、地産地消型の店舗の3つの機能で構成される複合型の地域交流拠点である。

市町村合併や建物の老朽化に伴い解体された旧町役場跡地に新たな地域コミュニティの核となる施設を計画するため、3年の歳月をかけて市と地域住民が研究会を行って計画された。



○公民館—高等学校との繋がり

施設の中心に位置する4つのスタジオの活用プログラムの一つに、近接する千葉県立松尾高等学校とのネットワークがある。若い世代との輪が広がっていくことが期待される。

○学童クラブ—小学校との繋がり

敷地奥側の落ち着いた場所に位置する学童クラブは、山武杉を内装仕上げ材として最も積極的に使用している。

○にぎわい処—商店街との繋がり

沿道には、地産地消型の店舗「にぎわい処」がある。アプローチ広場や敷地境界近くを店舗の延長的な外部空間として活用できる。



出典：(株) 榎本建築設計事務所

<p>○Aスタジオ（公民館）</p> <p>通常の公民館活動に加え、ダンスをはじめとする身体活動にも対応する多目的室である。</p> 	<p>○Bスタジオ（公民館）</p> <p>トップライトから光を落としている。</p> 
<p>○通路（公民館）</p> <p>スタジオの壁面をガラス張りとし、明るさと開放感を創出。</p> 	<p>○情報ステーション（公民館）</p> <p>打ち合わせや勉強など、多目的に使用可能。</p> 
<p>○生活室（学童クラブ）</p> <p>腰壁やフローリングにも山武杉を使用し、家庭のような温かみのある空間としている。</p> 	<p>○地産地消型店舗（にぎわい処）</p> <p>沿道に配置して内部の様子を透過させ、利用者を誘引する。</p> 

出典：（株）榎本建築設計事務所

- ・ 公民館活動に加え、身体活動にも対応する多目的室である。
- ・ 駅前が単なる交通拠点ではなく、近隣の教育機関と連携している。
- ・ 多様な市民活動イベント、地産地消施設を集約することで「市民交流ネットワーク」の共有と活性化を意図している。
- ・ 構造体のみならず、内装制限を受けない床や腰壁においても、積極的に千葉県産山武杉を使用し、地域に根付いている。

3. 勝部自治会火まつり交流館（滋賀県守山市）

法人格を保有している自治会は多数あるが、そのほとんどが所有する土地等を管理するための法人格である。しかし、ここ勝部自治会は、自治会員の会費と営利事業で成り立つ。自治会の運営の施設であるが、同時に毎年1月に開かれる、勝部神社の火まつりのための施設でもある。



出典：火まつり交流館HP・広報もりやま

<p>○事務室・総合案内</p> <p>火まつり交流館の管理やレンタル会議室の受付をしている。</p> 	<p>○展示室</p> <p>火まつりについての説明や、オリジナルグッズ、Café Ponte で扱っている食品の販売をしている。</p> 
<p>○一番太鼓 レンタル会議室（約 48 畳）</p> <p>前面鑑がありダンス教室等に向いている。</p> 	<p>○二番太鼓 レンタル会議室（約 30 畳）</p> <p>約 30 人収容で希望に応じて畳が利用可。</p> 
<p>○三番太鼓 カフェレストラン（約 30 畳）</p> <p>普段（水～金）はレストランカフェ（キッズスペース有）で利用。一番太鼓、二番太鼓で収容できない場合に利用可。</p> 	<p>○和室（12 畳）</p> <p>畳のお部屋で座布団、机が使える。</p> 

出典：火まつり交流館HP・広報もりやま

※一番太鼓～3 番太鼓は可動式間仕切りで区分。一体利用可能。

【参考になる点】

- 施設の用途を限定せず、可動間仕切りや広い空間により、多目的利用を可能にしている。
- ひさしやテラスを効果的に利用し、日常的な憩いの場とイベント時の屋根付き広場としての利用を共存している。
- 施設と広場の見通しが良く、見守りがしやすく安全な空間づくりに配慮している。

※木材を利用したやさしい空間づくり→垂井町産の木材の積極的活用

